

告 示

埼玉県告示第八百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十九年七月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム坂戸店

埼玉県坂戸市片柳二千二百四十八―一

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社いせやコーポレーション 代表取締役 土屋嘉雄

群馬県伊勢崎市富塚町二百十九番地四

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となった日

平成二十九年六月二十八日